



国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所

2020年7月21日

専門機関の特権及び免除に関する条約の 附属書XVIIIの締結

昨日20日、日本政府は、2020年6月12日に国会で承認された「専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVIII」を国連世界観光機関（UNWTO）へ適用することを約束した文書を、国際連合事務総長に通告し、同日付けで同附属書の効力が発生しました。

弊所は、国際連合と連携関係を有する専門機関（以下「専門機関」という。）の国連世界観光機関（UNWTO）の唯一の地域事務所として1995年に日本に誘致され活動を行ってきました。

専門機関にあっては、国際機関としての地位や組織及び職員に対する、円滑な業務実施のための特権・免除（以下参照）については、専門機関の特権及び免除に関する条約に基づき付与されるものとなっています。

- ①弊所への法人格の付与, ②文書の不可侵, ③構内の不可侵, ④訴訟手続の免除,
- ⑤直接税及び関税の免除, ⑥国際連合通行証の使用,
- ⑦加盟国の代表者・専門機関職員への出入国制限等の免除

弊所における組織体制やUNWTO本部との連携が強化されたことを受けて、我が国を含むアジア太平洋地域において「持続可能な観光」をより一層推進するため、弊所を支援する（一財）アジア太平洋観光交流センター（Asia-Pacific Tourism Exchange Center : APTEC）内に「APTEC サステイナブルツーリズム推進センター」を設立（別紙参照）しました。これまで以上に国内外の有識者と連携し、関係者のニーズに合致した情報提供を行ってまいります。

弊所としても、今後も日本及びアジア太平洋地域の持続可能な観光の更なる発展に向けて、引き続きUNWTO本部や観光庁・地方公共団体、支援団体と連携を図り取組を実施してまいります。

【お問い合わせ】国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務所 鈴木・夏秋
電話：0742-30-3880 Email：tnatsuaki@unwto-ap.org

1. 設立目的

専門機関特権・免除条約の附属書XVIIIの批准に伴ってUNWTO駐日事務所における組織体制やUNWTO本部との連携が強化されたことを受け、これまで以上に国内外の有識者と連携し、「我が国において「持続可能な観光」を牽引するセンター機能を担う

2. 業務内容



取組内容

APTEC
サステイナブル
ツーリズム
推進センター

- ①持続可能な観光地マネジメントに関するガイドラインの策定（運輸総合研究所等との共同調査研究）
- ②UNWTOの「持続可能な観光地づくり推進国際ネットワーク（INSTO）」等に関する情報提供、関係者間のピアレビュー等
- ③観光庁が実施する「日本版持続可能な観光ガイドラインのモデル地区における運用に関する事業」への参画
- ④対外的な発表機会の提供、海外発信

観光危機管理

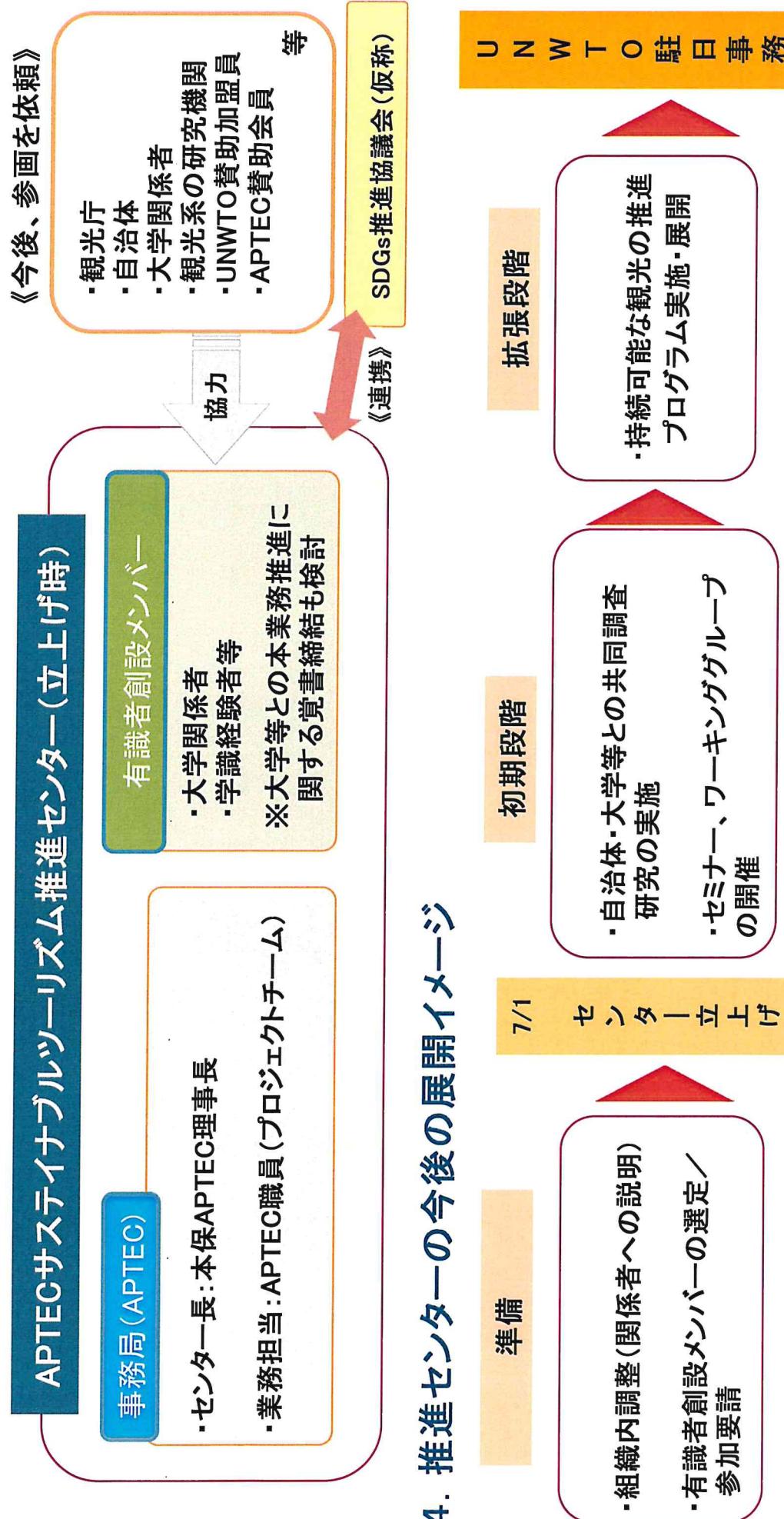
- 観光危機管理の導入に関する手引書を作成し、オンライン研修セミナーを実施（観光庁と共同で2021年1月～3月に実施）

特定テーマの推進

- 自治体等の関心の高い分野（例：ガストロノミーツーリズムやメディアカルツーリズム、アドベンチャーツーリズム等）について、世界各国のグッドプラクティス等の情報収集・提供

APTECサステイナブルリソース・リズム推進センターの設立について

3. 組織体制



状況を見ながら展開: 手法及び方向性については関係者と情報交換しつつ検討

(注)APTEC(Asia-Pacific Tourism Exchange Center): UNWTO駐日事務所を支援する(一財)アジア太平洋観光交流センターの略称

5. 委員名簿

《敬称略》

荒井 一洋	グローバルサステイナブルツーリズム協議会(GSTC)公認トレーナー
加藤 久美	和歌山大学観光学部観光学科教授
熊田 順一	(株)JTB総合研究所コンサルティング第三部長・主席研究員
清水 哲夫	東京都立大学都市環境学部観光学科教授 (公社)日本観光振興協会総合調査研究所所長
高松 正人	観光レジリエンス研究所代表(前(株)JTB総合研究所上席研究理事)
高山 傑	グローバルサステイナブルツーリズム協議会(GSTC)公認トレーナー
藤稿 亜矢子	東洋大学国際観光学部教授
二神 真美	名城大学外国語学部国際英語学科教授 グローバルサステイナブルツーリズム協議会(GSTC)公認トレーナー
古屋 秀樹	東洋大学国際観光学部教授
矢ヶ崎 紀子	東京女子大学現代教養学部国際社会学科コミュニケーション構想専攻教授



同時発表：外務省

令和2年7月21日
観光庁

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVIIIの締結

昨日20日、「専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVIII」（世界観光機関）について、我が国から国連事務総長に対して、その効力発生のための通告がなされ、同日付けで効力が発生しました。

I. 概要

- 「専門機関の特権及び免除に関する条約（以下、「条約」）」は、国連と連携関係を持つ各種の専門機関が享有する特権及び免除と、国連が享有する特権及び免除とをできる限り統一するために、1947年に作成されました。
- 附属書XVIII（別紙1～3参照）は、この条約の規定に必要な修正を加え、世界観光機関（以下、「UNWTO」）に適用することを内容とするものです（2008年作成）。条約及び本附属書の規定に基づき、UNWTO及びその職員等に以下の特権・免除等が付与されます。
 - ①法人格の付与、②文書の不可侵、③構内の不可侵、④訴訟手続の免除、
⑤直接税及び関税の免除、⑥加盟国の代表者・専門機関職員への出入国制限等の免除、
⑦国際連合通行証の使用 等
- 本附属書は、効力発生のための我が国の文書による通告を国連事務総長が受領した日（7月20日）に、我が国とUNWTOとの間で効力を生ずることとされています（条約第11条第43項及び第44項）。

II. 意義

- 本附属書の締結により、UNWTOアジア太平洋センター（駐日事務所）（※）に法人格が付与される等、我が国におけるUNWTOの円滑な活動が確保され、同センターの我が国及びアジア太平洋地域での活動拡充が期待されます。
- 観光庁としても、我が国の観光の更なる発展に向けて、引き続きUNWTOアジア太平洋センターと連携を行ってまいります。
(※) 別紙4参照。UNWTOアジア太平洋センターは、1995年に世界唯一のUNWTOの地域事務所として我が国に設置され、2012年以降奈良県に事務所が置かれています。

III. 本附属書の経緯

- 2008年（平成20年）6月14日 韓国・済州島において作成
2008年（平成20年）7月30日 効力発生
2020年（令和2年）6月12日 国会承認
2020年（令和2年）7月20日 国連事務総長に通告
2020年（令和2年）7月20日 日本について効力発生

【問い合わせ先】 観光庁国際観光部参事官（国際関係）付 大宅、中島、今村
連絡先：03-5253-8111（内線：27502、27515、27534）
直通：03-5253-8922 FAX番号：03-5253-8128

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書 XVIII

附属書 XVIII (注)

注 この附属書の真正な本文は、一千八年七月三十日に国際連合事務総長が受領した。

世界観光機関

基準条項は、次の修正に従うことなどを条件として、世界観光機関（以下「機関」という。）について適用する。

- 1 条約第五条並びに第七条第一十五項1及び2(I)の規定は、世界観光機関憲章（以下「憲章」という。）に従つて機関の事業に参加する準加盟国の代表者について適用する。
- 2 憲章に従つて機関の活動に参加する贊助加盟員の代表者は、次の(a)及び(b)に規定するものを与えられる。
 - (a) 公的任務を独立して遂行することを保障するための全ての便益
 - (b) 贊助加盟員の代表者からの査証の申請（その必要があり、及び機関の用務で旅行するとの証明書が添付される場合）の処理における最大限の迅速性。さらに、当該代表者は、速やかな旅行のための便益を

与えられる。

- (c) (b)の規定に関しては、基準条項の第十一項第四段に定める原則を適用する。

3 機関の内部機関の職務を遂行し、又は機関のための任務を遂行する専門家（条約第六条の規定の範囲に属する職員を除く。）は、当該職務又は当該任務の独立したかつ効果的な遂行（当該職務又は当該任務に関連する旅行に費やす時間を含む。）のために必要な特権及び免除を与えられる。当該専門家は、特に、次のものを与えられる。

- (a) 身柄の逮捕又は手荷物の押収の免除
- (b) 公的任務を遂行中に当該専門家が行った口頭若しくは書面による陳述又は行動に関するあらゆる種類の訴訟手続きの免除。当該免除は、当該専門家が機関の内部機関の職務を遂行しなくなつた場合又は当該専門家が機関のための任務に従事しなくなつた場合にも、引き続き与えられる。
- (c) 当該専門家が機関のために従事する事務に関する全ての書類及び文書の不可侵
- (d) 機関との通信のために、暗号を使用し、及び伝書使又は封印袋により書類又は信書を接受する権利
- (e) 通貨及び為替の制限並びに手荷物に関する便益であつて、一時的な公的任務を有する外国政府の公務

員に与えられるものと同一のもの

4 特権及び免除は、機関の利益のために専門家に与えられるものであつて、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。機関の事務局長は、専門家に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、機関の利益を害するところなく当該免除を放棄することができるとして判断する場合には、当該免除を放棄する権利及び義務を有する。

5 2の規定にかかわらず、3及び4の規定は、贊助加盟員の代表者であつて専門家として機関のための任務を遂行するものについて適用する。

6 基準条項の第十一項に規定する特権、免除及び便益は、機関の事務次長並びに同事務次長の配偶者及び未成年の子にも与えられる。

ANNEX XVIII

(to the Convention on the Privileges and Immunities
of the Specialized Agencies)

ANNEX XVIII¹
WORLD TOURISM ORGANIZATION

In their application to the World Tourism Organization (hereinafter referred to as "the Organization"), the standard clauses shall operate subject to the following modifications:

1. Article V and section 25, paragraphs 1 and 2 (I), of article VII of the Convention shall extend to the representatives of Associate Members participating in the work of the Organization in accordance with the Statutes of the World Tourism Organization (hereinafter referred to as "the Statutes").

2. Representatives of Affiliate Members, participating in the activities of the Organization in accordance with the Statutes, shall be granted:

(a) All facilities in order to safeguard the independent exercise of their official functions;

(b) Maximum expeditiousness in the processing of their applications for visas, where required and when accompanied by a certificate that they are travelling on the business of the Organization. In addition, such persons shall be granted facilities for speedy travel;

(c) In connection with subparagraph (b) above, the principle contained in the last sentence of section 12 of the standard clauses shall apply.

3. Experts, other than officials coming within the scope of article VI of the Convention, serving on organs and bodies of, or performing missions for, the Organization, shall be accorded such privileges and immunities as are necessary for the independent and effective exercise of their functions, including the time spent on journeys in connection with service on organs and bodies or missions. In particular they shall be accorded:

(a) Immunity from personal arrest or seizure of their personal baggage;

(b) In respect of words spoken or written or acts done by them in the performance of their official functions, immunity from legal process of every kind, such immunity to continue notwithstanding that the persons concerned are no longer serving on organs and bodies of, or employed on mission for, the Organization;

(c) Inviolability for all papers and documents relating to the work on which they are engaged for the Organization;

(d) For the purpose of their communications with the Organization, the right to use codes and to receive papers or correspondence by courier or in sealed bags;

(e) The same facilities in respect of currency and exchange restrictions and in respect of their personal baggage as are accorded to officials of foreign Governments on temporary official missions.

¹ Authentic text received by the Secretary-General on 30 July 2008.

4. Privileges and immunities are granted to the experts in the interests of the Organization and not for the personal benefit of the individuals themselves. The Secretary-General of the Organization shall have the right and the duty to waive the immunity of any expert in any case where, in his/her opinion, the immunity would impede the course of justice and it can be waived without prejudice to the interests of the Organization.
5. Notwithstanding paragraph 2 above, paragraphs 3 and 4 above shall apply to representatives of Affiliate Members performing missions for the Organization as experts.
6. The privileges and immunities, exemptions and facilities referred to in section 21 of the standard clauses shall also be accorded to the Deputy Secretary-General of the Organization, his/her spouse and minor children.

専門機関の特権及び免除に関する条約の附屬書XVIIの説明書

外 務 省

目 次

	ページ
一 概説	一
1 附屬書XVIIの成立経緯	一
2 附屬書XVII締結の意義	一
3 附屬書XVIIの締結により我が国が負うこととなる義務	二
4 早期国会承認が求められる理由	二
二 附屬書XVIIの内容	二
三 附屬書XVIIの効力発生	三
四 附屬書XVIIの実施のための国内措置	三
(参考)	四

一 概 説

1 附屬書XIVの成立経緯

- (1) 専門機関の特権及び免除に関する条約（以下「条約」という。）は、国際連合と連携関係を有する各種の専門機関に特権及び免除を与えること等を規定するものであり、国際連合の特権及び免除に関する条約に基づき国際連合が享有する特権及び免除と各種の専門機関が享有する特権及び免除とをできる限り統一するために、昭和二十二年（一千九百四十七年）、ニューヨークで開催された第十二回国際連合総会において作成された。条約は、前文、本文十一箇条及び一連の附屬書から成り、本文において、専門機関、その加盟国の代表者、その職員等が享する標準的な特権及び免除（法人格の付与、訴訟手続の免除、機内及び文書の不可侵、直接税及び關稅等の免除、通信に関する便益の供与、加盟国の代表者及び専門機関の職員に対する出入国制限の免除、外国人登録等の免除、国際連合通行証の使用等）を規定するとともに、各種の専門機関ごとに作成される附屬書において、当該専門機関にこれらの規定を修正して適用する場合におけるその修正の内容を規定している。我が国は、昭和三十八年（一千九百六十三年）に条約に加入しており、附屬書Iから附屬書XVまで（昭和二十七年（一千九百五十二年）に解散した国際運搬民機関について規定する附屬書XVIを除く。）に規定する専門機関（国際労働機関、国際連合食糧農業機関、国際民間航空機関、国際連合教育科学文化機関、国際通貨基金、国際復興開発銀行、世界保健機関、万国郵便連合、国際電気通信連合、世界気象機関、政府間海事協議機関（昭和五十七年（一千九百八十二年）に国際海事機関に改称）、国際金融公社、国際開発協会及び世界知的所有権機関）に關し、条約に基づづく特権及び免除を付与している。
- (2) 世界観光機関（以下「機関」という。）は、昭和四十五年（一千九百七十年）九月二十七日にメキシコで作成された世界観光機関（WTO）憲章によって昭和五十年（一千九百七十五年）に設立され、平成十五年（二千三年）、国際連合憲章第五十七条及び第六十三条の規定に基づく協定を経済社会理事会と締結し、国際連合と連携関係を有する専門機関となる。これを受けて、条約の附屬書XIVの草案が作成され、平成二十年（二千八年）、濟州で開催された機関の執行理事会第八十三回会合において最終本文として承認された後、国際連合事務総長に送付された。

2 附屬書XIV締結の意義

この附属書は、条約の規定に必要な修正を加えた上で機関に適用することを内容とするものである。我が国がこの附属書を締結することは、機関及びその職員等の我が国における活動の円滑化に資するものであり、観光分野における国際協力を促進するとの見地から有意義であると認められる。

3 附属書 XV の締結により我が国が負うこととなる義務

この附属書の締結により、我が国は、条約の規定に必要な修正を加えた上で機関に適用する義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

機関は、世界の観光政策の向上において主導的な役割を果たしており、我が国には、その唯一の地域事務所であるアジア太平洋センターが設置されている。我が国は、観光を地方創生の切り札及び成長戦略の柱としており、観光産業の質の向上における機関との協力強化の重要性はより一層高まっている。このような状況に鑑み、機関が我が国においてより円滑に活動を行えるようにするため、我が国としてこの附属書を早期に締結することが望ましい。

二 附属書 XV の内容

この附属書は、条約の規定に次の必要な修正を加えた上で機関に適用することを主な内容とする。

1 条約上専門機関の加盟国の代表者に与えられる特権及び免除（注）は、機関の事業に参加する準加盟国の代表者に与えられる。

注 専門機関が招集した会合における加盟国の代表者は、身柄の逮捕、手荷物の押取及び訴訟手続の免除、書類及び文書の不可侵權、出入国制限、外国人登録及び国民的服役義務の免除、滞在の特権等の特権及び免除等が与えられる（条約第五条並びに第七条第二十五項1及び2(1)）。

2 機関の活動に参加する賛助加盟員の代表者は、公的任務を独立して遂行することを保障するための全ての便益（査証の申請の処理における最大限の迅速性を含む。）を与える。

3 機関の内部機関の職務を遂行し、又は機関のための任務を遂行する専門家は、身柄の逮捕又は手荷物の押取の免除、公的任務の遂行中の陳述又は行動に関する訴訟手続の免除、文書の不可侵權等を与える。

4 機関の事務局長は、専門家に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、機関の利益を害する（ことなく当該免除を

放棄することができる）と判断する場合には、当該免除を放棄する権利及び義務を有する。

5 3 及び 4 の規定は、賛助加盟員の代表者であつて専門家として機関のための任務を遂行するものについて適用する。

6 条約上専門機関の事務局長に与えられる特権及び免除等（注）は、機関の事務次長並びに同事務次長の配偶者及び未成年の子にも与えられる。

注 専門機関の事務局長は、訴訟手続の免除、給料及び手当に関する課税の免除、出入国制限及び外国人登録の免除、国民的服役義務の免除等の専門機関の職員に与えられる特権及び免除に加え、自己、配偶者及び未成年の子に関して、国際法に従つて外交使節に与えられる特権及び免除等が与えられる（条約第六条第二十一項）。

三 附属書 XV の効力発生

この附属書は、条約第十二条第四十三項及び第四十四項の規定に従つて、機関に条約の規定を適用することを約束する我が国の文書による通告を国際連合事務総長が受領した日に、我が国と機関との間で効力を生ずる。

四 附属書 XV の実施のための国内措置

この附属書の実施のためには、新たな立法措置及び財政措置を必要としない。

(参考)

- 1 作成 平成二十年(二千八年)六月十四日 济州において作成
- 2 効力発生 平成二十年(二千八年)七月三十日
- 3 締約国 令和二年(二千二十一年)一月一日現在 十八箇国
アンゴラ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ、ブルガリア、エルサルバドル、フランス、ドイツ、リトアニア、モロッコ、バラグアイ、ボルトガル、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、セントキエル、スイス

世界観光機関(UNWTO)・アジア太平洋センター概要



別紙4

UNWTO

- 1975年に発足。2003年に国連専門機関化。(本部:スペイン・マドリード)
- 事務局長:ズラブ・ポロリカシュヴィリ(ジョージア)
- 加盟国(2019年10月現在159), 準加盟国・地域(香港・マカオ等6),
贊助加盟員(観光に関する機関・企業等500超)により構成。日本は1978年に加盟。ズラブ・ポロリカシュヴィリ
事務局長



活動

- 競争力と持続可能性のある観光政策・方策の促進
- 持続可能な開発目標(SDGs)に資する観光の推進
- 観光統計データや調査研究結果の周知
- 観光分野における技術支援

UNWTOでは、「ガストロノミーヴーリズム」「ルーラル
ツーリズム」「ワインツーリズム」など、地域に独特の文
化やその背景にある自然・歴史等を体験する観光を推
進。令和元年12月に、UNWTOとUNESCOの共催による
「UNWTO/UNESCO 観光と文化をテーマとした国際会
議」を京都にて開催。

UNWTOアジア太平洋センター(駐日事務所)

- 世界唯一の地域事務所として、1995年に開設。(所在地:奈良県奈良市)
- 代表:本保 芳明(元観光庁長官、観光庁参与)



活動

本保芳明代表

- 我が国及びアジア太平洋諸国における観光分野の発展に関する支援
 - ✓ 持続可能な観光の推進に向けた国・自治体による観光政策の策定支援
 - ✓ 調査研究
 - ▷ 「ガストロノミーヴーリズムに関する日本の事例」(2019年5月公表)等
 - ▷ 次世代観光リーダー育成に向けたワークショップの開催
 - ▷ 国際人材育成支援

(2020年2月26日～28日、於:和歌山大学)

2021年4月